

意見書案第8号

女性・子どもの国際人身売買禁止のための法制化を求める意見書

国際的な組織犯罪が近年急速に複雑化、深刻化してきたことを背景として、犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ強制的に働かされるなど、外国人女性や子どもに対する人身売買や性的搾取が増加している。

一方、売春や強制労働等による搾取を目的として、女性や子どもを勧誘・送り出し・受け入れを行う人身売買への日本の対策の遅れに国際的な批判が高まっている。

米国務省が本年6月に発表した人身売買に関する年次報告書で、日本は今後1年間に必要な措置をとるかどうか見極める必要がある「第2分類監視対象国」に指定された。また、昨年7月には、国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受入れ国として国際社会から見られている。

しかしながら、現行法には人身売買を直接禁止する規定がないため、売春や強制労働、臓器摘出等の目的で女性や子どもを売買するといった行為に十分に対応できないのが現状である。

よって国におかれでは、女性や子どもたちが人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 人身売買は被害者の人権を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
- 2 被害者の救済・保護・援助を実施するため、必要な法律の整備をすること。
- 3 国際組織犯罪防止条約の人身取引補足議定書を速やかに批准すること。
- 4 人身売買の実態についての調査、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育、啓発、情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
- 5 諸外国と連携を強化し、国際的課題である人身売買防止策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 あて
外務大臣
厚生労働大臣
警察庁長官

競輪事業のさらなる改革を求める意見書

競輪施行者は、自転車競技法に基づき自転車その他の機械工業並びに体育事業及びその他公益事業の振興のために、必要な財源としての交付金、公営企業のための納付金を支出するなど収益の均てん化に寄与しながら、地方財政健全化のための財源確保に努めてきた。

しかしながら、競輪事業の売上げは年々減少し、全施行者のうち半数近くが赤字経営に追い込まれている。

そのため、競輪施行者は新投票制度の導入や機械化の推進、施設の大規模改修など種々施策を講じ、ファン層の拡大や売上げ増加を図る一方、従業員の人工費の削減をはじめとする経営の合理化・効率化を行い、開催経費の削減に努力を続けている。

こうした中で、平成14年に「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」が施行され、日本自転車振興会に対する交付金がこれまでより軽減されたが、この改正内容は、これまで陳情してきた内容とは大きくかけ離れており、不十分と言わざるを得ない。

よって国におかれては、平成18年3月31日までに行われる見直しの中で、次の項目が完全に実現されるよう、強く要望するものである。

- 1 日本自転車振興会に対する交付金のうち1号交付金については自転車産業の振興事業に限定し、同2号交付金についてはこれを廃止すること。
- 2 自転車競技法第1条第6項第1号の、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競争前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務（競技関係事務）を自転車協議会以外の他の地方公共団体、私人にも委託可能となるよう自転車競技法の改正をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
財務大臣
経済産業大臣

意見書案第10号

地域と調和したホームレス自立支援体制の整備に関する意見書

全国的にホームレスへの対応が問題となる中、平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が制定された。この法律により国や地方自治体は、地域社会の理解と協力を得つつ、ホームレスの自立支援等の必要な施策を講ずることとされた。

川崎市においても、本年7月30日の調査で1,028人のホームレスが確認されており、その対応が急務となっている。

地方自治体、地域住民、民間団体等が協力しながら、ホームレスの人権に配慮し、その自立を支援することは大切なことである。しかし、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業としての宿泊所の開設に際して、各地で地域住民と事業者との間に摩擦が生じている。これは、施設の開設・運営に関して、住環境の変化に対する地域住民の不安を解消するための規定が整備されていないことが原因の一つとなっている。

このことは、社会福祉法が目的としている、地域における社会福祉の推進の阻害要因ともなっている。

よって国におかれては、ホームレスの自立支援体制のさらなる充実とともに、第二種社会福祉事業としての宿泊所に関する規定の見直しを進めるなど、地域との調和を目指した体制の整備を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

出生率が戦後最低を更新し、少子化が年々深刻化する中、次代を担う子どもたちを安心して産み、心身とも健やかに育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことは、国民の強い願いとなっている。

しかしながら、病気に対する抵抗力の弱い乳幼児を抱える家庭にとって乳幼児医療費は大きな負担であり、特に、経済的に厳しい状況にある世帯では切実な問題となっていることから、支援策の強化が求められている。

このため、多くの地方自治体は、独自の乳幼児医療費助成制度により対応しているが、財政上の理由により、一定の対象年齢枠や所得制限を設けているのが現状である。

よって国におかれても、子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費負担の軽減を図るためにも、乳幼児医療費無料制度を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第12号

小児医療費助成に関する制度の拡充を求める意見書

出生率が戦後最低を更新し、少子化が年々深刻化する中、次代を担う子どもたちを安心して産み、心身とも健やかに育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことは、国民の強い願いとなっている。

しかしながら、病気に対する抵抗力の弱い小児を抱える家庭にとって小児医療費は大きな負担であり、特に、経済的に厳しい状況にある世帯では切実な問題となっていることから、支援策の強化が求められている。

平成15年4月から県費補助の対象年齢枠が改定されたところであるが、その内容はまだ充分といえるものとはなっていない。

よって県におかれでは、子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費負担の軽減を図るためにも、小児医療費助成に関する制度について、一層の対象年齢枠の拡大、所得制限撤廃等の制度拡充措置を早急に講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

神奈川県知事　　あて

意見書案第13号

地方分権推進のための国庫補助負担金改革案に関する意見書

平成16年度の国の予算編成は、三位一体の改革の名の下に、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、国と地方の信頼関係を著しく損ねる結果となった。

こうした中、地方六団体においては、本年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を受けて、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を前提に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって国におかれては、三位一体の改革の審議に当たり、以下の前提条件を確実に実行されるよう強く要望するものである。

- 1 地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方六団体との協議機関を設置し、誠実に協議を行うこと。
- 2 国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的に同時に実施することとし、その方針及び具体的な内容を明示すること。
また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
- 3 廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。
- 4 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減など地方への一方的な負担転嫁は、絶対に認められないものであること。
- 5 国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は、認められないものであること。
- 6 地方財政対策及び地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　あて
総務大臣
財務大臣
経済財政政策担当大臣